

法学学位プログラム(博士後期課程)

共通専門科目(必修科目)

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	担当教員	授業概要	備考
OBDL501	企業法特別研究I	2	1.0	1	通年	随時	法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって院生が希望する「企業法研究」について、研究方法を検討し、研究方針を立てさせることを目標とし、演習形式で1年次に開講する。	履修申請は1年次の春A期間 02FA501と同一。
OBDL502	企業法特別研究II	2	1.0	1	通年	随時	法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、1年次に開講する。法学学位プログラム(前期)で提供されている「法文献学パート1」の知識を応用し、我が国における過去の研究等を調査させ、参考文献を収集・整理させることを目標とする。	履修申請は1年次の春A期間 02FA502と同一。
OBDL503	企業法特別研究III	2	1.0	1	通年	随時	法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、1年次に開講する。院生の研究テーマに関連のある「外国法」について、文献を調査させ、資料を収集・整理させる。最後に、博士論文の研究課題を確定させることを目標とする。	履修申請は1年次の春A期間 02FA503と同一。
OBDL504	企業法特別研究IV	2	1.0	2	通年	随時	法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、2年次に開講する。主要参考文献(主に邦文)の講読を行い、問題点を検討し、博士論文の内容について推敲させることを目標とする。	履修申請は2年次の春A期間 02FA504と同一。
OBDL505	企業法特別研究V	2	1.0	2	通年	随時	法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、2年次に開講する。主要参考文献(主に外国法)の講読を行い、問題点を検討し、博士論文の内容について推敲させる。日本法を中心とした比較法的研究とするか、もっぱら外国法・国際法の研究とするか、この段階で決めさせることを目標とする。	履修申請は2年次の春A期間 02FA505と同一。
OBDL506	企業法特別研究VI	2	1.0	2	通年	随時	法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、2年次に開講する。問題点ごとに検討を深め、博士論文の全体構想を作らせることを目標とする。最後に、論文の中間報告を行わせる。	履修申請は2年次の春A期間 02FA506と同一。
OBDL507	企業法特別研究VII	2	1.0	3	通年	随時	法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、3年次に開講する。中間報告に基づいて博士論文の最初の草稿を作成する。その草稿を批判的に検討し、不十分な点を補充させることを目標とする。この部分では、「法文献学パート2」の知識を応用させることになる。	履修申請は3年次の春A期間 02FA507と同一。
OBDL508	企業法特別研究VIII	2	1.0	3	通年	随時	法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、3年次に開講する。引用文献が適切かどうかを検討し、院生の草稿全体にわたる見直しを行い、必要な手直しを行わせることを目標とする。	履修申請は3年次の春A期間 02FA508と同一。
OBDL509	企業法特別研究IX	2	1.0	3	通年	随時	法学学位プログラム(博士後期課程)各教員	研究指導教員によって演習形式で、3年次に開講する。博士論文の体裁等を見直すことを目標とし、完成に向けて最終指導にあたる。	履修申請は3年次の春A期間 02FA509と同一。

専門科目(選択科目)【企業のグローバル化分野】

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	担当教員	授業概要	備考
OBDL606	外国会社法	1	1.0	1-3	春C	土1,2	山中 利晃	会社法に関する英語文献を素材として参加者が報告を行い、その報告を基礎として議論する。担当教員は報告内容について補足説明を行う。博士論文の執筆に向けた手がかりも得ようとする。	3年に1度の開講。 02FA606と同一。 オンライン(同時双方向型)
OBDL607	国際租税計画I	1	1.0	1-3	秋A	土2,3	栗原 克文	国際課税法についての欧米の重要文献(英語)を講読し、議論する	西暦偶数年度開講。 02FA608と同一。 対面
OBDL610	ドイツ民事訴訟法	1	1.0	1-3				ドイツの裁判制度、民事訴訟手続に関する文献を講義形式で概説した後、講読する。講読する文献の分野や内容は、年度によって異なる。ドイツ民事手続法に関する基本的なドイツ語文献または英語文献を講読する。文献は、特定の論点に関するものを読み込むというより、できる限りドイツの学説・判例を読む際にベースとなるような基本的な知識等が得られるような文献を選定する予定である。報告担当者が講読予定部分をあらかじめ邦訳したレジュメをメールによって事前に受講者全員に配布し、各受講者においてこれを検討していることを前提として、受講者全員で議論を行う。専門用語を含めて正確に文意を把握することだけでなく、文献を理解するために必要な背景あるいは基礎的知識を習得することも目的としているので、それらの知識等については、適宜演習の中で触れていく。ドイツ語文献を講読する場合には、ドイツ語の文法等の基礎知識があることが望ましい。	西暦奇数年度開講。 02FA614と同一。 オンライン(同時双方向型)

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	担当教員	授業概要	備考
OBDL611	外国資本市場法	1	1.0	1-3	秋C	金7,8	木村 真生子	諸外国の証券規制に関する基礎的な文献または最新のトピックを扱う論文を講読すること等を通じて、証券規制の理論的な問題について検討を深める。授業はゼミ形式で行う。各回報告担当者を決め、その報告をもとに参加者全員で議論する。	O2FA624と同一。 オンライン(同時双方向型)
OBDL614	アメリカ証券取引法	1	1.0	1-3	通年	集中	萬澤 陽子	主として1934年証券取引所法及び1933年証券法、証券取引委員会(SEC)によるエンフォースメント、州法・コモンローなどがカバーしている証券取引に係る法を範囲として、当該年度にふさわしいと考えられる、いくつかの重要なトピックを取り上げ、制定法としての連邦法(主として証券法及び証券取引所法)・州法およびそれらに係る裁判例のみならず、コモンローとして証券取引に関して形成されてきた法原則及びlandmarkとなっている論文や近年の論文を題材として、検討・議論する。	西暦偶数年度開講。 O2FA633と同一。 実施方法は未定
OBDL629	ドイツ会社法	1	1.0	1-3				ドイツ会社法についての基本的文献を購読しながら、ドイツ会社法の基礎を学ぶ。	2025年度より3年おき開講。 O2FA631と同一。
OBDL630	国際租税計画III	1	1.0	1-3				国際租税についての欧米の重要文献(英語)を講読し、議論する。	西暦奇数年度開講。 O2FA607と同一。 対面(オンライン併用型)
OBDL631	国際租税計画IV	1	1.0	1-3				米国租税法に関連する文献について講読する。報告者が予め割り当てられた分担について報告を行い、受講者全員で提示された論点や枠組み等について議論し、米国租税法についての理解を深める。	西暦奇数年度開講。 O2FA625と同一。 オンライン(同時双方向型)

専門科目(選択科目)【企業組織と金融分野】

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	担当教員	授業概要	備考
OBDL701	現代株式会社法	1	1.0	1-3	春C夏季休業中	集中	山中 利晃	会社法に関するトピックを掘り下げて検討する。担当教員と相談の上で具体的なトピックについて参加者が報告を行い、その報告を基礎として議論する。担当教員は外国法の状況等を必要に応じて解説する。博士論文の執筆に向けた手がかりを得ようとする。	西暦偶数年度開講。 O2FA701と同一。 7/31, 8/4, 8/7, 8/18, 8/21 オンライン(同時双方向型)
OBDL706	比較金融法	1	1.0	1-3	春A	土1,2	山中 利晃	金融法に関する英語文献を素材として参加者が報告を行い、その報告を基礎として議論する。担当教員は報告内容について補足説明を行う。博士論文の執筆に向けた手がかりも得ようとする。	1限...8:55~10:10、2限...10:20~11:35 西暦偶数年度開講。 O2FA706と同一。 オンライン(同時双方向型)
OBDL712	比較会社法	1	1.0	1-3				比較会社法に関するトピックを掘り下げて検討する。担当教員と相談の上で具体的なトピックについて参加者が報告を行い、その報告を基礎として議論する。担当教員は外国法の状況等を必要に応じて解説する。博士論文の執筆に向けた手がかりを得ようとする。	西暦奇数年度開講。 O2FA714と同一。 オンライン(同時双方向型)
OBDL713	法とファイナンス	1	1.0	1-3				法とファイナンスに関する英語文献を素材として参加者が報告を行い、その報告を基礎として議論する。担当教員は報告内容について補足説明を行う。博士論文の執筆に向けた手がかりも得ようとする。	西暦奇数年度開講。 O2FA715と同一。
OBDL714	民事法上級演習I	2	1.0	1-3	春B	土4,5	岡本 裕樹	金融法・担保法の分野をはじめとする民法全般における最近のトピックについて、ケーススタディや外国語文献講読などの方法により演習を行う。民事法の観点から取引上の法的問題を検討し、議論状況を理解することで、現代民法の知識を深めるとともに、裁判例分析や研究報告の基礎を身に付けることを目標とする。	O2FA716と同一。 対面
OBDL715	民事法上級演習II	2	1.0	1-3	秋B	金7,8	小林 和子	契約法の分野をはじめとする民法全般における最近のトピックについて、ケーススタディや外国語文献講読などの方法により演習を行う。民事法の観点から取引上の法的問題を検討し、議論状況を理解することで、現代民法の知識を深めるとともに、裁判例分析や研究報告の基礎を身に付けることを目標とする。	西暦偶数年度開講。 O2FA717と同一。

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	担当教員	授業概要	備考
OBDL716	民法特別研究I	2	1.0	1 - 3				民法上の近時の重要な問題について、参加者の報告をもとに、研究会形式で討論を行う。民法法に関する専門知識を有していることを前提として、各自の職務上の知見をもとにした高度な検討を行うものとし、民法上の知識を深め、研究能力を高めることを目的とする。参加者は、最低1度の報告を担当し、最新裁判例を対象とした裁判例研究や民法上の現代的課題に関する研究報告等を行う。また、参加者には専門的観点からの積極的な討論への参加が求められる。	2025年度より2年おき開講。 02FA718と同一。 2026年度開講せず。
OBDL717	民法特別研究II	2	1.0	1 - 3	通年	応談	岡本 裕樹, 小林 和子	民法上の近時の重要な問題について、参加者の報告をもとに、研究会形式で討論を行う。民法法に関する専門知識を有していることを前提として、各自の職務上の知見をもとにした高度な検討を行うものとし、民法上の知識を深め、研究能力を高めることを目的とする。参加者は、最低1度の報告を担当し、最新裁判例を対象とした裁判例研究や民法上の現代的課題に関する研究報告等を行う。また、参加者には専門的観点からの積極的な討論への参加が求められる。	2026年度より3年おき開講。 02FA719と同一。
OBDL719	商法特別研究II	2	1.0	1 - 3				原則として直近の西暦偶数年度の商事判例(前年度以前に商事法研究Iで取り上げた裁判例は対象外とする)について、参加者が報告し、参加者が討論を行う。原則として日曜日または休日に開催する予定である。授業は演習形式とする。	西暦奇数年度開講。 原則として日曜日の10:00-11:30。具体的な開講日は在学生向けサイトに掲載する。 西暦奇数年度開講。 オンライン(同時双方向型)

専門科目(選択科目)【情報テクノロジーと企業分野】

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	担当教員	授業概要	備考
OBDL804	企業ノウハウと従業員	1	1.0	1 - 3				雇用形態の変化、企業間競争の構造変化等の現象に伴って、企業に蓄積される営業秘密やノウハウといった情報資産の保護・管理と従業員の労務管理をいかにバランスさせるのかという問題は、経営・実務の上のみならず、法理論的にも極めて重要な課題であるといえる。本科目では、情報資産の保護・管理の側面として知的財産法の観点から、労務管理の側面として労働法の観点から、それぞれ検討を行って、履修者各自が考察の機会を得ることを目的とする。 授業は、講義及びゼミ形式で行う。	西暦奇数年度開講。 02FA804と同一。
OBDL808	アメリカ知的財産法	1	1.0	1 - 3	春AC	土4	潮海 久雄	米国の知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法ほか)の法制度・裁判例について、英語資料を参照しつつ、比較法的検討を行う。主に外国の重要な文献、裁判例を検討しつつ、わが国の重要な学説・裁判例も比較検討する。授業は講義およびゼミ形式で行う。	英語の文献を読めることが必要である。 02FA808と同一。
OBDL809	比較知的財産法	1	1.0	1 - 3	秋C	土2,3	潮海 久雄	知的財産法(特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法ほか)の制度・運用について比較法的検討を行う。主に外国の重要な文献、裁判例を検討しつつ、わが国の重要な学説・裁判例も比較検討する。授業は講義およびゼミ形式で行う。	英語の文献を読めることが必要である。 02FA809と同一。
OBDL812	情報法	1	1.0	1 - 3	通年	集中		情報法について、そのエッセンスや最新トピックを理解することを通じて、法律がどのようにして現実世界に適用されるかなどの法実務について学習する。	非常勤講師による科目。 02FA812と同一。 オンライン(同時双方向型) 他専攻の学生も聴講可能です。聴講を希望する場合は社会人大学院等支援室ビジネス教務担当にご連絡ください。

専門科目(選択科目)【社会・経済法分野】

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	担当教員	授業概要	備考
------	-----	------	-----	--------	------	-----	------	------	----

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	担当教員	授業概要	備考
OBDL903	比較労働法の基礎I	1	1.0	1 - 3				労働法分野の比較法研究に必要な外国法の知識、外国語文献の分析方法、比較法的検討の手法について、基礎的な能力の習得を図る。出席者の問題関心を考慮しつつ選定した、労働法分野の外国語文献(基本的に英語文献を想定)を出席者全員で講読し、内容の確認、内容の理解を確認する質疑を行うほか、必要に応じて担当教員が関連する外国法に関する解説を行う。授業は講義形式で行うが、上記のとおり、出席者は選定された文献を事前に読み込み、質疑等に参加することが求められるので、その点では実質的に演習的要素を伴う。比較労働法の基礎IIと共通コンセプトの科目であるが、取り上げる文献は毎年異なるものとするので、具体的な授業内容は比較労働法の基礎IIとは異なったものとなる。	「比較労働法の基礎II」と同様のねらいを持った科目であり、両科目を隔年で開講する。講読文献は両科目で異なるものとし、どちらを先に受講してもよい。授業実施時期は、春学期開始後に受講者と相談の上で変更することがある。西暦奇数年度開講。O2FA903と同一。対面(オンライン併用型)
OBDL904	現代社会保障法	1	1.0	1 - 3	通年	応談	渡邊 絹子	社会保障法における法政策上の現代的諸問題を取り上げ、比較法的観点も考慮しつつ、受講者との議論を通じて論点に対する理解を深め、思考力・論理力の養成を図ることを目的とする。授業では、受講者が基本報告を担当し、それをもとに参加者全員で議論する。具体的に取り上げるテーマの選択については、受講者と相談の上、決定する。	春学期開始後に履修登録者と相談の上、年間の授業計画を決定する。O2FA911と同一。オンライン(同時双方向型)
OBDL905	比較労働法の基礎II	1	1.0	1 - 3	春C	±3.4	川田 琢之	労働法分野の比較法研究に必要な外国法の知識、外国語文献の分析方法、比較法的検討の手法について、基礎的な能力の習得を図る。出席者の問題関心を考慮しつつ選定した、労働法分野の外国語文献(基本的に英語文献を想定)を出席者全員で講読し、内容の確認、内容の理解を確認する質疑を行うほか、必要に応じて担当教員が関連する外国法に関する解説を行う。授業は講義形式で行うが、上記のとおり、出席者は選定された文献を事前に読み込み、質疑等に参加することが求められるので、その点では実質的に演習的要素を伴う。比較労働法の基礎Iと共通コンセプトの科目であるが、取り上げる文献は毎年異なるものとするので、具体的な授業内容は比較労働法の基礎Iとは異なったものとなる。	「比較労働法の基礎I」と同様のねらいを持った科目であり、両科目を隔年で開講する。講読文献は両科目で異なるものとし、どちらを先に受講してもよい。春学期開始後に履修登録者と相談の上で年間の授業計画を決定する。西暦偶数年度開講。O2FA912と同一。対面(オンライン併用型)
OBDL907	市場経済と独占禁止法	2	1.0	1 - 3	秋A	±6.7	平山 賢太郎	独占禁止法の論点について、受講生が報告を担当し、他の受講生及び担当教員と質疑・討論を行う。	O2FA905と同一。オンライン(同時双方向型)
OBDL908	労働判例特別研究I	2	1.0	1 - 3	通年	応談	川田 琢之、渡邊 絹子	報告者による報告と参加者による質疑・討論を行う研究会形式の授業に、報告者、司会者、参加者等の立場で参加し、労働法・社会保障法上の理論上・実務上重要な判例及びそこで展開される法理論の理解力、分析力を深めるとともに、研究会形式での研究活動の遂行に習熟する。労働法・社会保障法分野において理論上・実務上の重要な意義を有する、あるいは、理論上・実務上の問題を提起する最近の判例・裁判例の中から、報告者が報告対象を選択し、研究会当日、司会者による議論の進行、整理の下に、当該事件の事実関係、判旨、裁判所の判断の理論上・実務上の位置づけや意義、その妥当性について報告者が報告した後、これをもとにした質疑・討論を行う。労働判例特別研究IIと共通コンセプトの科目であるが、研究対象とする判例はその時点での最新のもののなかから選定する結果、毎年異なるものとなるので、具体的な授業内容は労働判例特別研究IIとは異なったものとなる。授業は、演習形式で行う。	開講時間はすべて土曜日15:10-17:50。開講日はmanaba、法学位プログラムwebサイト等で確認すること。労働法判例特別研究IIと同様のねらいを持った科目であり、両科目を隔年で開講する。各回で取り上げる報告対象は両科目で異なるものとし、どちらを先に受講してもよい。西暦偶数年度開講。O2FA913と同一。対面(オンライン併用型)

科目番号	科目名	授業方法	単位数	標準履修年次	実施学期	曜時限	担当教員	授業概要	備考
OBDL909	労働判例特別研究II	2	1.0	1 - 3				<p>報告者による報告と参加者による質疑・討論を行う研究会形式の授業に、報告者、司会者、参加者等の立場で参加し、労働法・社会保障法上の理論上・実務上重要な判例及びそこで展開される法理論の理解力、分析力を深めるとともに、研究会形式での研究活動の遂行に習熟する。労働法・社会保障法分野において理論上・実務上の重要な意義を有する、あるいは、理論上・実務上の問題を提起する最近の判例・裁判例の中から、報告者が報告対象を選択し、研究会当日、司会者による議論の進行、整理の下に、当該事件の事実関係、判旨、裁判所の判断の理論上・実務上の位置づけや意義、その妥当性について報告者が報告した後、これをもとにした質疑・討論を行う。労働判例特別研究Iと共通コンセプトの科目であるが、研究対象とする判例はその時点での最新のものの中から選定する結果、毎年異なるものとなるので、具体的な授業内容は労働判例特別研究Iとは異なったものとなる。</p> <p>授業は、演習形式で行う。</p>	<p>2023年度開講。開講時間はすべて土曜日15:10-17:50。開講日はmanaba、法学位プログラムwebサイト等で確認すること。</p> <p>労働法判例特別研究Iと同様のねらいを持った科目であり、両科目を隔年で開講する。各回で取り上げる報告対象は両科目で異なるものとし、どちらを先に受講してもよい。</p> <p>西暦奇数年開講。02FA914と同一。対面(オンライン併用型)</p>